

黒川東土地改良事業共同施行の事業完了に向けて

横浜川崎地区農政事務所 黒澤 克己

1. 地区のあらまし

本地区は、川崎市の最西北部小田急多摩線黒川駅の北約 500m、京王相模原線若葉台駅の南東 400m に位置し、三沢川の右岸に沿う多摩丘陵地域の一角を占めています。地区の北側は、東京都稲城市に接し、西・南側は多摩・町田市に囲まれた都市近郊農業地帯として経済的に恵まれた地域です。しかし、地形は、丘陵地のため最高 50m にもおよぶ高低差があり、かなり急傾斜な農地となっていて道水路、ほ場区画等は未整備で営農推進上、著しく阻害されていました。

そこで、営農団地整備事業（国庫補助対象：第2次農業構造改善事業）により土地基盤整備とともに、経営近代化施設整備の実施により施設野菜の導入（トマト・キュウリ）その他畜産（養豚）、果樹（梨・柿・栗）を主力とした生産性の向上を促し、自立経営農家の育成を図ることとしました。



施 工 前



施 工 後

※川崎市黒川東営農団地概要書[川崎市黒川東土地改良事業共同施行、黒川営農団地組合]より

2. 事業経過【テーマ：都市農業としてモデル的農業団地へ・・・】

昭和 46 年	農業振興地域指定
昭和 48 年	農用地区域指定
昭和 52 年	営農団地整備事業（国庫補助対象：第2次農業構造改善事業）の認定
同年～同 54 年	本当地区の東側区域は、埋蔵文化財（縄文・弥生式土器）の存在することが、遺跡地図に記載されており、このため市が事業主体となり教育委員会で組織された「黒川東遺跡発掘調査団」により調査を行い報告書作成
同年～同 54 年	土地基盤整備事業（農地造成改良）を実施し、地区内水田の畑作転換を図った。
同 53 年	経営近代化施設整備事業（園芸団地造成）により、ガラス温室 6 棟建設 同事業（園芸協業施設）により、機械格納庫 1 棟建設及びトラクター・自動溝掘機・動力防除機、各 1 台購入
同 54 年	経営近代化施設整備事業（園芸団地造成）によりガラス温室 6 棟建設

3. 計画面積

区分	地域面積	農用地面積	内訳			
			田	畑	果樹園	その他
施工前	18.7ha	10.0ha	0.6ha	8.6ha	—	0.8ha
施工後	18.7ha	15.0ha	—	5.1ha	8.1ha	1.8ha

4. 事業の概要

区分	事業種目	事業内容
土地 基盤 整備 事業	第 2 次 農 業 構 造 改 善 事 業	造成工 総運搬量 178,518m ³
		道路工 延長 3,487m、幅員 4～5m
		排水路工 延長 3,278m
		畑地かんがい・灌漑施設 ポンプ工 掘削深 100m 口径 φ 250mm、吐出し量 0.6m ³ /分 可変速ポンプ φ 65mm, 200V, 5.5kw 1 台 定速ポンプ φ 50mm, うず巻 200V 5.5kw 1 台 水中ポンプ φ 100mm, 5 段 200V 15kw 1 台
		貯水槽 1 基 56t
		配管工 延長 3,915m VP25～100mm L=3,615.8m SGP25～100mm L=299.2m
		防風網 延長 799m 高さ 4m
		関連事業
経 第	石積工	A=95m ²
	道路工	L=92m
経 第	ガラス温室	12 棟 10,134m ²

		集荷所兼機械格納庫	1 棟 149.10m ²
		防風網	延長 108m 高さ 4m
		農業機械	トラクター25PS 1 台、自動溝掘機 11PS 1 台 自動防除機 6～8PS 1 台
		温室貯水槽	1 基 30t
	関連事業	発酵処理施設	1 棟 42m ²
		堆肥舎	2 棟 103.60m ²

5. 全体事業費

(単位:千円)

事業名	全体	国庫	県費	市費	地元	近代化
(第2次構造改善事業) 土地基盤整備事業	235,790	117,895	47,158	70,737	—	—
(第2次構造改善事業) 経営近代化施設整備事業	187,700	93,850	—	56,310	7,920	29,620
関連事業	23,448	4,000	1,200	10,268	7,980	—
計	446,938	215,745	48,358	137,315	15,900	29,620
負担割合	100%	48%	11%	31%	3%	7%

※地元＝地元負担金、近代化＝近代化資金

6. 整備内容の特色

- ・換地を伴う土地改良事業（農地造成）で整備を実施

施行者 16 名で、事業目的「農地造成改良」総面積 18.7ha の事業計画認可申請を行い、昭和 52 年 10 月 18 日に認可を受け黒川東土地改良事業共同施行が着工した。

- ・事業のベースは農業構造改善事業

当時、ハードとソフトの整備を事業に盛り込める、農業構造改善事業で実施された。

その後は「箱物行政」が税金の無駄遣いと国民から批判を受け、ハードに限定した事業がメインとなってきた。しかし、近年では ICT（情報通信技術）の進歩により、これらを駆使したソフト支援も増えてきている。

- ・谷戸田から畑地帯に転換

本地区は、水田のある谷戸地形であることから、耕作条件が悪かった。このため、水田をすべて畑地に転換、更には山を切崩し、畑地を創設し、農用地面積を 5.0ha 増加させた。

造成にあたっては、他の工事地区から現場発生残土を約 18 万 m³ 受け入れ、基盤整備（農地造成）を行った。

7. 土地改良事業共同施行の完了に向けて

- ・経緯

事業も昭和 52 年から昭和 54 年までの 3 年間で凝縮して実施完了を遂げたが、換地選定等に異議申立てする者がいたため、事業着手から 40 年以上経過していた。

- ・早期完了を望む声

本地区は、山林、畑問わず一律1反当り9,000円の賦課金を徴収しており、負担の多い施行者で年間50万円程度負担している。

換地処分が完了し、道水路を川崎市へ移管譲渡できれば共同施行の存続する必要がなくなり、賦課金の負担がなくなることから、事業を早期に完了する声が多くあがっていた。

・事業完了に向けての事務処理

農地造成事業の施工は完了していたが、換地計画については異議申立する者により作業が停滞していたが、施行者の世代交代等があり事業完了に向けて事務処理が進められるようになった。

【換地計画に係る事務処理経過】

- R元9月 地元地権者の換地計画決定同意書徴収
- 同上 権利者会議における「換地計画書」の決定が承認
- R2.8月 換地計画認可申請【共同施行⇒県知事】
(補正期間R2.8～10月)
- R2.10月 換地計画の適否決定【県知事⇒共同施行】及び公告(神奈川県公報登載)
(縦覧期間R2.10.19～11.16、異議申出期間R2.11.17～12.1)
- R2.12月 換地計画の認可【県知事⇒共同施行】
- 同上 権利者への換地処分通知及び換地処分届【共同施行⇒県知事】
- R3.1月 換地処分の公告(神奈川県公報登載)
- 同上 換地処分公告通知【県知事⇒横浜地方法務局】
※公告日(R3.1.8)翌日、共同施行から法務局に登記申請
- R3.4月頃 登記完了予定(処理期間:申請から概ね3か月程度)

8. その後の土地利用など

- ・ほ場整備した農地では露地野菜の栽培が盛んで、農協の直売施設「セレサモス」に生産した農作物を出荷して、地域消費者に人気をかくしている。
- ・都市農業地域ということもあり、地元では観光農園にも力を入れている。
- ・施行者数名が「黒川東芋掘会」を立ち上げ、例年9月上旬から10月末まで、「さつまいも」及び「落花生」の掘り取りに力を入れている。(巻末パンフ参照)
- ・アクセスの良さが特に人気で、隣接する東京都の市町から、大型バスなどで来場し、幼稚園や小学校児童などの農業体験授業の場としても、積極的に活用されている。
- ・宣伝や受付申込みについては、セレサ川崎(農協)と連携してイベントを開催している。

さつまいも 落花生掘り

開催スケジュール

9月上旬～
10月末まで

時間 10:00～16:00頃まで

※売切れ次第終了

- 9月中は土日祝日のみ。但し、50株以上申し込みの団体は平日も受け付けます。
- 10月からは毎日受付ます。
- 30株以下のお客様は直接受付にお越しください。

料金について

 さつまいも
1株・・・**230円**

 落花生
1株・・・**180円**

※サツマイモ、落花生申し込みは5株単位です。(団体は応相談)

現地MAP



現地(受付場所)

川崎市麻生区黒川 黒川東営農団地内



- 小田急多摩線 黒川駅下車10分
- 京王相模原線 若葉台駅下車10分



- お車で来られる場合
- 鶴川街道黒川駅北側交差点に入る。
[大型バスはこちらから]
- 鶴川街道若葉台駅
南交差点より南50mに入る。

申込受付

JAセレサ川崎 栗平支店
(平日午前9時から午後5時まで)

Tel
Fax **044-988-3980**

※観光バス・乗用車駐車できます。



黒川東芋掘会

川崎市麻生区黒川549
代表:越畑幸作

※地元「黒川東芋掘会」が発行しているパンフレット